

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

<b>工事名</b>	京橋税務署・中央都税事務所(16)建築その他工事	
<b>工事種別</b>	建築工事	
<b>工事場所(都県)</b>	東京都	
<b>工事場所(市区町村)</b>	中央区新富 2-6-1	
<b>工事概要</b>	<p>敷地面積 1,672m<sup>2</sup></p> <p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎</p> <p style="padding-left: 20px;">構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上 8 階建 (地下 1 階)</p> <p style="padding-left: 20px;">建築面積 約 1,300m<sup>2</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">延べ面積 約 10,500m<sup>2</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">用途 庁舎</p> <p style="padding-left: 20px;">工事内容 新築 1 棟</p> <p>2. 取りこわし</p> <p>1) 既存施設 取りこわし一式</p>	
<b>担当事務所</b>	東京第二営繕事務所	
<b>公告日/期限日/開札日</b>	H28. 10. 21 / H28. 11. 15 / H29. 2. 2	
<b>工期末</b>	H31. 6. 28	
<b>入札契約方式/落札方式</b>	一般競争入札 (標準型) / 総合評価落札方式 (技術提案評価型 S 型 (WTO))	
<b>競争参加資格要件の概要</b>	<b>等級(ランク)</b>	<p>関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200 点以上であること(①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,200 点以上であること)。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150 点以上であること(①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,150 点以上であること)。</p>
	<b>企業の施工実績等</b>	<p>平成 13 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。</p> <p>(ア)</p> <p>1. 建物用途 下記の a)、b)、c)又は d)のいずれかに該当する施設</p>

		<p>a) 同種施設 事務所・庁舎</p> <p>b) 類似施設 事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物</p> <p>c) 複合用途施設1 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。</p> <p>d) 複合用途施設2 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。</p> <p>2. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>3. 階数 地上6階以上</p> <p>4. 延べ面積 10,000m<sup>2</sup>以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。</p> <p>特定建設工事共同企業体にあつては、代表者が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。</p> <p>(イ)</p> <p>1. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>2. 延べ面積 3,000m<sup>2</sup>以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。）</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあつては、原則として代表者の技術者を配置すること。</p> <p>また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（詳細は入札説明書による。）。</p> <p>② 1人の者が、平成13年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の経験を有する者であること。ただし、上記</p>

		<p>期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進 PPP に従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物用途 （ア）1. と同じ。</li> <li>2. 構造 （ア）2. と同じ。</li> <li>3. 延べ面積 （イ）2. と同じ。</li> </ol> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は 1 件のみとする。</p> <p>なお、当該経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p>ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち 1 社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
--	--	--